

「神明小学校いじめ防止基本方針」

桐生市立神明小学校

令和7年4月8日

I いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

- いじめを「児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であり、行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、積極的な認知に努める。
- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対許さない」学校を児童・教職員・保護者・地域とともに作りあげ、未然防止・早期発見・解消に努める。
- いじめられている児童の立場に立ち、全教職員で絶対を守り通す。
- いじめる児童に対しては、毅然とした態度と粘り強い指導を行う。
- 日常的に保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携・協力に努める。
- いじめが「重大な事態」として取り扱うべきものである場合、桐生市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて警察署、関係専門機関に援助を求める。

II いじめ防止等のための組織

- 本校の「いじめ対策委員会」は現行の「生徒指導委員会」と兼務し、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・上、下ブロック代表・特支学級主任・養護教諭（必要があれば、スクールカウンセラー・教育相談担当・教育相談員）で組織をする。
- 生徒指導上の情報交換の場として、職員会議内に位置づけ、全職員で情報を共有する中から多面的に児童理解を推進するとともに、早期発見・解消に努める。
- 日常及び職員会議から必要であれば上記「いじめ対策委員会」「運営委員会」等を開き協議をし、桐生市教育委員会及び関係専門機関等との連絡調整等を図る。

III いじめ防止等に関する措置

（1）いじめの未然防止のための取組

全教職員でどの子も「学校が楽しい」「教室が楽しい」と思える学校づくりに取り組む。

～児童が安心感・自己存在感・満足感をもって過ごせる場所や機会をつくる～

- ①「わかる」「楽しい」授業づくりをする。
- ②「できない」「わからない」と言えるような信頼関係のある授業づくりをする。
- ③多面的な児童理解により、節度と規律ある教室環境づくりをする。
- ④人権教育を含めた計画的かつ柔軟な道徳の時間の充実を図る。
- ⑤よりよい人間関係づくりや成就感・達成感をねらいとする特別活動の充実を図る。
- ⑥児童一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接する。
- ⑦特に配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。
- ⑧全教職員で日々情報交換を行い、管理職は学校外への情報を発信し、連携の推進を図る。
- ⑨教育課程に情報モラル教育を位置づけ、的確な判断力を身につけさせる。

(2) いじめの早期発見のための取組

全教職員で、子供の変化・気になる様子に目と気を配り情報を共有する。

～日常の交流をとおした発見・アンケート調査・チャンス相談等で早期発見に努める～

- ①年度始めに「桐生市教育委員会いじめ緊急対応マニュアル」の周知を図る。
- ②健康観察、チャンス相談、休み時間や放課後等、児童の変化を把握する。
- ③養護教諭は必要に応じて、保健室来室の様子を担当や関係職員へ伝える。
- ④小さなことも見逃さず、悩みを共有する。
- ⑤毎月※「生活アンケート」を実施し、指導・情報共有（職員会議内などで）する。
※「生活アンケート」は、自身の学校生活の様子を記述式で回答させ、指導、支援に生かすものである。
- ⑥けんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、児童の感じている被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑦児童や保護者、地域から情報が入りやすい学級・学校の雰囲気づくりと信頼関係を築く。

(3) いじめの解消のための取組

気になる情報は必ず報告し、いじめ対策委員会で対応する。

～迅速な事実究明と的確な支援・指導を組織で対応する～

- ①管理職・生徒指導主任は事案に応じていじめ対策委員会等柔軟に編成する。
- ②対応方針を決定後、事実の究明と支援・指導を組織で行う。
- ③被害児童・加害児童・周囲の児童生徒への指導と経過観察を組織で行う。
- ④事実確認後、被害児童の保護者へ事実と指導方針を具体的に伝える。
以後経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ⑤事実確認後、加害児童の保護者へ事実と相手の状況を伝え、事情を認識してもらうとともに、学校の指導方針や教師の思いを伝え、理解を求める。
- ⑥謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月間）継続し、被害者がいじめの行為に心身の苦痛を感じていないかどうか面接等により確認できた場合に解消とする。
- ⑦管理職は状況を判断し必要に応じて、教育委員会及び関係専門機関等との連絡調整等を図る。

(4) 重大事態発生時の対応

教育委員会と連携し、迅速かつ適切な方法で対応する。

～児童、保護者への心のケア、落ち着いた学校生活確保のために全力で取り組む～

- ①校長は重大事態が発生した旨を市教育委員会に報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ②学校は上記組織を中心として、綿密かつ迅速に調整し、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ③被害児童への対応は最悪の事態を想定し、複数の教職員で間断なく見守る。
- ④加害児童への対応は桐生市教育委員会との協議の上、慎重に行う。
- ⑤学校は桐生市教育委員会への報告と連携を密にし、関係専門機関等の活用を図る。
- ⑥学校は状況により、保護者、PTA、地域と連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(5) 年間計画 (次ページ参照)

Ⅳ 関係機関との連携

- ①教頭、生徒指導主任は「桐生市教育委員会いじめ緊急対応マニュアル」にある関係機関の連絡先を明確にし、解決に活用する。

<関係機関>

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| ○市子育て支援課（子育て相談係 43-2000） | ○東部児童相談所(0276-57-6111) |
| ○総合教育センター(子ども教育相談室 0270-26-9200) | ○警察、少年育成センター（027-254-3741） |
| ○こころの健康センター（027-263-1166） | ○東部教育事務所（0276-31-7151） |

Ⅴ 保護者との連携

- ①年度当初から、各種通信物や保護者会などで、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針、方法などを周知し協力と情報提供等を依頼し、日常的な連携を図る。
- ②情報モラル教育についての啓発を行う。

Ⅵ 評価の実施

- ①児童には毎月実施の「生活アンケート」、保護者には年1回の学校評価のための「保護者アンケート」を実施し本校の「いじめ防止等の取組」についての自己点検の参考資料とする。

「神明小学校いじめ防止に関する年間計画」 R 7. 4

	具体的な取り組み内容	留意点
4 月	○いじめ対策委員会の組織及び設置の仕方の周知 ○「神明小いじめ防止基本方針」「桐生市のマニュアル」の共通理解 ○児童の情報交換、指導の引き継ぎ等 ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○「生活アンケート」実施 ○※にこにこタイム① ・人間関係を豊かにするために、エンカウンター的な活動に各クラスで取り組む朝行事の時間のこと	※全職員で基本方針を共通理解する。 ※多面的な児童理解を促す。
5 月	<春のいじめ防止強化月間> ○児童会のいじめ防止活動開始 ※あいさつひろめ隊の活動開始（毎月「2」の付く日） - 児童会本部役員や地域の方々を交えながら行うあいさつ運動。 ○職員会議、児童の情報交換 ○hyper-QU 検査の実施（5，6年） - 結果から、児童についての理解を深め、その後の学級経営に生かす。 ○「生活アンケート」実施 ○教育相談計画作成 ○にこにこタイム②	※児童会のいじめ防止の年間計画作成、本校キャラクターしんめちゃんの活用 ※教育相談員・SCの活用計画作成
6 月	○職員会議、児童の情報交換 ○「生活アンケート」実施 ○にこにこタイム③	

6月	○SOSの出し方・受け止め方指導プランの実施（予定） （高学年を中心に随時行う） ○職員研修	
7月	○職員会議、児童の情報交換 ○「生活アンケート」実施 ○にこにこタイム④	
8月	○「いじめ防止フォーラム」実践発表（桜木地区） ○hyper-QU 検査の分析（5，6年）	
9月	○「生活アンケート」実施 ○職員会議、児童の情報交換	※休み明けの実態把握を 丁寧に行っていく。 （不登校、自傷行為）
10月	○にこにこタイム⑤ ○「生活アンケート」実施 ○職員会議、児童の情報交換 ○運動会での人間関係づくり ○校外学習等を通じた人間関係づくり	※たてわり2団の運動会の実施によって異年齢間の交流を活発にし、よりよい人間関係を育めるようにする。
11月	○<u>いじめ防止集会開催（児童会主催）</u> ○「生活アンケート」実施 ○職員会議、児童の情報交換 ○にこにこタイム⑥	※全校でいじめ防止のあり方について考え、実践していく契機とする。
12月	<冬のいじめ防止強化月間> ○人権週間 ・学校長による人権講話・DVD視聴を絡めた授業・人権標語作成 ○「生活アンケート」実施 ○学校評価に係る保護者アンケート ○職員の学校評価 ○職員会議、児童の情報交換 ○にこにこタイム⑦	※啓発活動や標語・ポスター制作を通して、温かい学級・学校の雰囲気作りを進める。 ※学校評価の結果を基に、取組全体を振り返り、今後の方針を検討する。
1月	○職員会議、児童の情報交換 ○にこにこタイム⑧ ○「生活アンケート」実施 ○教育相談の推進、SCの活用	※休み明けの実態把握を 丁寧に行っていく。 （不登校、自傷行為）
2月	○「<u>いじめ防止子ども会議（桜木地区）</u>」参加（児童会） ○職員会議、児童の情報交換 ○職員会議、次年度への引継ぎ ○「生活アンケート」実施 ○学校評価のまとめ ○にこにこタイム⑨	※児童会の取組を振り返り、他校の取り組みも参考にし、次年度に生かす
3月	○「生活アンケート」実施 ○「神明小いじめ防止基本方針」の見直し	